

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1 業務名

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務

2 目的

本庁市民課及び各統括支所にセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末（以下「セミセルフレジ等」という。）を導入し、証明書発行手数料等の支払いをキャッシュレス決済に対応させ、市民サービスの向上と職員の作業効率化や釣銭渡しなど会計トラブルの解消を図ることを目的とする。

3 履行期間など

(1) 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月28日までとする。

(2) 構築期限

契約締結の翌日から令和7年3月14日までを予定とする。

※機器稼働予定日は令和7年3月17日とし、併せて指定納付受託も開始する。機器稼働開始から契約期間の末日までの期間は、機器の調整や問い合わせ対応などの初期運用支援期間とする。

※保守契約については、別途、締結する。

(3) スケジュール

受託者は、機器調達、初期設定、設置及び研修期間等を含め、本業務の工程をまとめたスケジュール表を作成し、提示すること。詳細は発注者と受託者が協議の上決定する。

4 履行場所

(1) 上天草市役所大矢野庁舎

（上天草市大矢野町上1514番地）

(2) 上天草市役所松島庁舎

（上天草市松島町合津7915番地1）

(3) 上天草市姫戸地域振興センター

（上天草市姫戸町姫浦3384番地5）

(4) 上天草市龍ヶ岳地域振興センター

（上天草市龍ヶ岳町高戸1412番地）

5 業務内容

- (1) 製品の調達
セミセルフレジ等の調達、設定及び設置
- (2) 指定納付受託
キャッシュレス決済端末により決済された、証明書等交付手数料等の指定納付受託業務
※セミセルフレジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案すること。なお、共同提案の場合は原則として、対応窓口を1か所に統一すること。
- (3) その他
セミセルフレジ等の操作研修及び運用保守サポート

6 設置場所及び台数

- (1) 上天草市役所大矢野庁舎1階
ア 市民課大矢野窓口センター 1式(カウンター型)
イ 会計課 キャッシュレス決済端末を除く1式(スタンド型)
- (2) 上天草市役所松島庁舎1階
ア 市民課 1式(カウンター型)
- (3) 上天草市姫戸地域振興センター
ア 姫戸統括支所 1式(カウンター型)
- (4) 上天草市龍ヶ岳地域振興センター
ア 龍ヶ岳統括支所 1式(カウンター型)

各設置場所における方式(カウンター型及びスタンド型)は予定であり、窓口カウンター等の周辺に設置する場合は、利用者が利用しやすい配置に留意すること。また、運用後に使用に不具合(設置場所・設置方法)等が発生した場合は、移動や改善を選定業者の責任において対応すること。

7 調達機器及び保守サポート等

- (1) POSシステムセミセルフレジ(以下「POSレジ」という。)に関する要件
ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
イ POSレジとキャッシュレス決済端末が連動可能又は一体化しており、POSレジとキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。
ウ カラー液晶ディスプレイタッチ式搭載であること。
エ ディ스플레이は職員側及び来庁者側双方に項目の表示ができ、カスタマイズが可能であること。

- オ ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。(自動釣銭機連携時)
- カ 職員側ディスプレイで両替操作が可能であること。
- キ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。
- ク POSレジ上で当日の各処理件数を表示できること。
- ケ 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。
- コ 設置場所毎に収納日、証明書種別、決済種別の金額及び件数が月別・日別等で集計可能であり、集計データはCSVで外部出力できること。
- サ バーコードリーダーを備え、バーコード(GS1-128、EAN-128)QRコード(JPQR)を読み、納付金額等の取り込みができること。
- シ バーコード収納については期限切れを判断し、職員側ディスプレイにその旨が表示されること。
- ス スリッププリンタが接続可能で登録後又は登録中に認証印字が可能であること。
- セ 釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。
- ソ 取引以外に金種指定、又は金額指定で入金や出金が可能であること。
- タ 取引以外の入金や出金について、操作ログ等を電子データ化し記録・保存が可能なこと。
- チ 入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。
- ツ 釣銭機内現金は、全回収のほか、金額及び金種毎に任意に設定した金額の残置設定が可能であること。(自動釣銭機連携時)
- テ トラブル発生時には、トラブル発生箇所が特定可能なガイダンス表示が可能であること。(自動釣銭機連携時)
- ト 担当職員を、識別番号等で登録・変更・削除が可能であり、セミセルフを操作するログへの反映が可能であること。

(2) 自動釣銭機に関する要件

- ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
- イ 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ウ 釣銭機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。

- エ 収納枚数が上限を超える前及び各種釣銭がなくなる前に警告メッセージが表示されること。
 - オ 釣銭機操作のログ管理機能を有すること。
 - カ セミセルフレジと共に修理が必要な場合、作業員を派遣するなど迅速な対応が可能であること。
- (3) キャッシュレス決済端末に関する要件
- ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
 - イ キャッシュレス決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。
 - ウ クレジットカード等の信用情報照会は、即時与信が可能であること。
 - エ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
 - オ 認証時等におけるカード情報や暗唱番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
 - カ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際的なクレジット産業向けのデータセキュリティ基準(PCIDSS)の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
 - キ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータを集計し、確認ができること。
 - ク 決済誤り等発生時に返金・取消処理等が容易に行えること。
 - ケ クレジットカードの取り忘れ防止機能を有すること。
 - コ クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみ可能とすること。
- (4) 共通事項
- ア セミセルフレジ等の運用時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。
 - イ 本業務を円滑に運用するためのサポート体制を構築すること。
 - ウ 保守の対応は、セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の運用時間を基本とする。
 - エ ソフトウェアのバージョンアップは、保守により行い、無償対応とすること。ただし、法改正等受託者の責めに帰さない事項等によるバージョンアップについては、委託者と協議し対応すること。
 - オ セミセルフレジ等は、原則として市側が準備する通信回線を使

用すること。

カ 支払い対応一覧を示すアクセプタンスマークを準備すること。

キ 導入に当たり、実機を用いた操作研修を実施すること。

ク 機器の稼働に必要となる設定、附属品等を本提案の見積金額に含めること。

ケ 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られていること。

8 指定納付受託業務

(1) 指定納付受託者

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定による当市の指定納付受託者となること。

(2) 対象とする手数料

上天草市手数料条例（平成16年3月31日条例第71号）別表第1の戸籍、住民基本台帳、印鑑及び税の項に定める手数料とする。

(3) 内容

ア 納入義務者が支払った手数料から当該手数料に決済手数料率を乗じて得た金額をキャッシュレス決済手数料とし、当該手数料からキャッシュレス決済手数料を除いた金額を本市が指定する口座に納付するものとする。

イ アの入金サイクルは、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までとする。

ウ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

エ 納付額の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。

オ 取扱実績データや入金明細はCSV データ等でダウンロードが可能なこと。なお、ダウンロード可能な取扱実績のほか入金明細のデータ更新頻度や内容等についても提案すること。

カ キャッシュレス決済手数料の金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

キ アからカに対応ができない場合は、別途提案をすること。

(4) 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済

キャッシュレス決済は、次の決済サービス及び各ブランドを必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

なお、キャッシュレス決済の種別については、適宜見直すことがで

きるものとし、委託者と協議の上、決定するものとする。

ア クレジットカード Visa、JCB、Mastercard

イ 電子マネー決済 SUGOCA、nanaco、WAON

ウ コード決済 PayPay、auPAY、d 払い、楽天 Pay

9 マニュアルの作成

マニュアルは導入機器に標準で附属するものではなく、委託者のセミセルフレジ等運用方法に則した専用マニュアルを作成し、紙媒体及び電子記録媒体で納品すること。

(1) 一般用操作マニュアル

窓口職員向けのマニュアルとしてセミセルフレジ等の操作を解説すること。

(2) 管理者用マニュアル

管理者がセミセルフレジ等からデータを抽出するなどの運用をするために必要な機能を解説すること。

(3) 緊急時対応マニュアル

機器の故障など緊急時の対応マニュアルを作成すること。

10 納品物

(1) 調達機器一式

(2) マニュアル（紙及び電子データ）5式

(2) 業務完了報告書

11 その他の事項

(1) 本業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、委託者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) 本稼働初日には、各設置場所に立会い、一連の動作が正常に終了することを確認すること。

(3) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者で協議して決定すること。